

平成27年度第2回豊山町選挙管理委員会会議録

1 開催日時 平成27年9月2日（水） 午前10時00分～午前10時20分

2 開催場所 豊山町役場3階 会議室3

3 出席者

（1） 豊山町選挙管理委員会委員

委員長 水野春巳

委員 坪井清夫 東海林宗義 安藤保信

（2） 事務局

書記長 安藤光男

書記 小川徹也 林真吾 下村友美

4 議題

定時登録について

5 会議資料

議案第2号 選挙人名簿に登録する者を定めること

6 議事内容

書記： ただ今より平成27年度第2回豊山町選挙管理委員会を始めさせていただきます。

初めに、委員長よりごあいさつをお願いいたします。

委員長： 本日は、選挙管理委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。本日の委員会の議題は、定時登録についての議題でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上をもちましてあいさつとさせていただきます。

書記： 議事の取り回しを委員長をお願いいたします。

委員長： 本日の議案は1件です。事務局から議案第2号「選挙人名簿に登録する者を定めること」について説明を求めます。

事務局： 議案第2号 選挙人名簿に登録する者を定めること。平成27年9月2日現在における公職選挙法第22条第1項の規定に基づく選挙人名簿に登録する者を、次のとおり定めてよろしいでしょうか。（選挙人名簿の抄本を回覧。人数を資料により説明。）

委員長： 事務局から説明が終わりました。ここで、質疑に入ります。質疑のある方の発言を求めます。

委員： 南投票所がとても増えている。これはなぜだろうか。

書記長： 新しい住宅が増えているからと思われます。

委員： 18歳以上の選挙の改正についてはどうか。

書記長： 後ほど事務局から説明します。他に質疑のある方はみえますか。

委員： (なし)

委員長： 議案第2号に関し、賛成者の挙手を求めます。

委員： (全員挙手)

委員長： 全員賛成と認めます。以上で、本日の議案は終わりました。その他で、何かありましたらお願いいたします。

事務局： 3点報告いたします。

まず1点目です。本日議決いただいた選挙人名簿に基づき、選挙人名簿登録者数を愛知県に報告いたします。また、選挙人名簿登録者数に基づき、町の条例の制定改廃や、町の監査委員への監査請求などの直接請求をする場合の必要署名人数の告示を本日举行します。

2点目は、公職選挙法の改正についてです。大きな変更は2点あります。

まず、選挙権の年齢が20歳から18歳に引き下げられたことです。新聞やテレビでも伝えられていますが、法律は今年の6月19日に公布され、施行は平成28年6月19日ですので、それ以降に公示される国政選挙から適用されます。現在想定されていますのが、来年の夏の参議院選挙、ここから年齢が20歳から18歳へ引き下げられることになると思われます。

本町で9月1日現在の18歳と19歳の人数を調べたところ、251人いました。今の登録人数に対し、2%ほど増加するのではないかと見込んでいます。

この改正に伴い、国や県でも啓発を進めていくために、高校生向けの教材を作成しています。本年度中に配付される予定になっていますので、届きましたら、皆様にお配りいたします。

2つ目の変更は、テレビでもよく言われている「一票の格差」の是正についてです。今は各都道府県1選挙区ですが、例えば鳥取県と島根県で1つの選挙区とする合区というものが出来ました。愛知県で関係することですと、次回の参議院選挙から、議員定数が6人から8人に増加します。

報告の3点目は、木津用水土地改良区総代会総代総選挙です。任期満了に伴う選挙が平成28年2月に予定されています。次回12月の選挙管理委員会で詳しくご説明いたします。

以上で、報告を終わります。

委員長： 以上で、本日の委員会を終了いたします。ありがとうございました。

上記のとおり豊山町選挙管理委員会規程第14条の規定に基づき、平成27年度第2回豊山町選挙管理委員会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの会議録を作成し、委員長及び出席委員3人が署名する。

平成27年9月2日

委員長	水野春巳
委員	坪井清夫
委員	東海林宗義
委員	安藤保信